



おしらせ版

旧軍人等にかかる恩給法等の一部改正について
戦地外職務加算及び各種職務加算の算入

今までの地域加算（抑留加算）を算入してなお、恩給最短年限に達しない者に、

更に戦地外職務加算（内地等の部隊で特に指定された部隊）及び各種職務加算年（航空、戦車、潜水艦等の勤務）をも

恩給基礎在職年として認める。

注 昭和十四年一月三十一日以前の最終退職者は、

時効によつて該当しない。

（一）旧軍人等に係る一時恩給（一時扶助料）の支給

引き続き実在職年が三年以上七年未満の下士官以上の旧軍人で、下士官以上としての在職年が一年（この場合加算を含む）以上の者に支給する。

注 兵の階級及び復員（上陸）時の伍長の者には該當しない。

なお、現に普通恩給（含傷病恩給）もしくは普通扶助料（含公務扶助料）または退職年金に関する法令の規定による退職年金（遺族年金）を受けている者には支給されない。

ただし、昭和四十六年十月一日現在の共済組合員には、請求権はある。

三 戰犯拘禁期間の通算制限の撤廃

在職中の職務に関連し、戦争犯罪者として拘禁された者には最短恩給年限を限度とする制限等があつたが、これら

の制限を撤廃して全公務員期間を通算する。

四 職務関連り傷病者に対する特例傷病恩給の支給

昭和十六年十二月八日以降旧軍人等として本邦等において職務に関連して負傷し、又は疾病にかかり昭和四十六年十月一日において五款症以上の傷病者に対し、公務傷病者の七割五分相当の年額を支給する。

したがつて、現役満期、召集解除、解職等から続いて外国政府職員（満州国軍人、満州国警察官）等となつた者で昭二十、八、八まで在職者には、大体公務員期間に通算される。

以上のとおり改正されましたので、該当すると思う方は、住民課福社係へお申出ください。

（二）公務員から外国政府職員等になる前に普通恩給権を取得していた場合は、通算にならない条件があつたが、この条件を撤廃する。

（一）の通算条件の緩和に普通恩給権を取得してい

た場合は、通算にならない条件があつたが、この条件を撤廃する。

六 外國政府職員等の在職期間